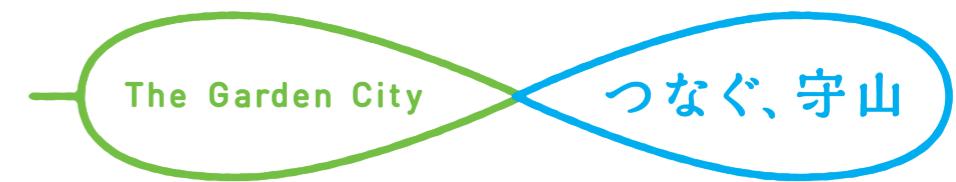


平成28年3月策定  
(平成28年度一平成32年度)



# 「第3期守山市地域福祉計画」 活動指標進捗確認票

～重点事項～

平成30年度版

守山市地域福祉推進会議

**基本理念**

誰もが住み慣れた地域で、  
安心して暮らせる福祉のまちづくり

すべての市民が人としての尊厳をもち、住み慣れた地域の中で、年齢や障害の有無、家庭の状況に関わらず、安心して暮らせるまちをめざし、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいをもって参加できる地域社会を実現します。

**行動指針****一人ひとりの出番があるまちづくり**

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに歓びや、いきがいを実感でき、隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体が参画する地域社会を実現します。

**基本方針Ⅰ つながるまちづくり**

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

**基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり**

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに歓びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

**基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり**

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

**1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり**

- ・ 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援
- ・ 総合的なネットワーク体制の整備
- ・ 民間事業者の地域とつながる社会貢献活動の促進
- ・ 地域ぐるみの見守り体制の構築
- ・ 認知症高齢者の見守り体制の構築
- ・ 住民同士が支え合える関係づくりの推進
- ・ 相談ネットワーク体制の整備
- ・ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備
- ・ 生活困窮者支援の推進
- ・ ひとり親家庭支援の推進
- ・ 介護者支援の充実

**2 各地域の特色ある福祉のまちづくり**

- ・ 市社協との連携・協働による地域福祉の推進

**1 気軽に地域参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり**

- ・ みんなが利用できる活動拠点の確保の支援
- ・ 地域への愛着を育む地域コミュニティづくり
- ・ 多様な地域の人財や社会資源を活かした地域福祉
- ・ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり
- ・ 子どもの社会性の養成

**2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進**

- ・ 市民意識の向上と福祉教育の推進
- ・ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進
- ・ 人権意識の向上

**3 楽しさと感動が共有できる活動への支援**

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくり
- ・ 福祉活動を行う上での基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成
- ・ ボランティア団体の交流・連携による福祉活動の促進

**1 みんなが住みやすいまちづくり**

- ・ 身近な相談活動の推進
- ・ 在宅医療と介護の連携
- ・ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり
- ・ 自殺対策
- ・ 虐待などの暴力防止対策
- ・ 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進
- ・ 「終活」の促進
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ 生活の利便性の維持、向上
- ・ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）

**2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備**

- ・ 苦情解決体制の整備
- ・ 第三者評価事業の導入の促進

# 基本方針Ⅰ つながるまちづくり

隣近所、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者など様々な主体がつながることで、市民一人ひとりが支えられるまちづくりを推進します。

成果指標		現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
困った時に頼れる人が近所にいると答えた市民の割合		57.8%	70.0%
災害時の対応について家族や隣近所で話し合っている市民の割合		35.8%	45.0%

## 1 一人ひとりにみんなで寄り添うまちづくり

日常の生活の中で、課題を抱えている人や支援を必要としている人に気づき、見守りや気軽に手助けなどをできるのは、隣近所など、身近に住む人です。日頃からのあいさつなどを通じて、顔見知りになるとともに、近所づきあいを通して住民同士が支え合える関係を築くことが大切です。また、隣近所だけでは解決できない課題は、住民同士のネットワークや、自治会などの住民組織や民生委員・児童委員、福祉協力員などの福祉関係者との連携により、解決できる場合もあります。そのため、地域に暮らす一人ひとりが地域活動に積極的に参加し、隣近所から自治会、学区、市域へと住民同士が支え合える関係を広げ、多くの人とつながることにより、支援が必要な人の生活課題の早期発見と早期解決が図れる関係づくりを促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
市民協働課	「わ」で輝く自治会応援報償事業（「話」）	地域の特性を活かしたまちづくりが展開されるように、地域の自発的で自主的な活動をしっかりと支えるため、これらの取り組みを応援（報償）することによって、地域に寄り添った支援を行い、「自分たちのまちは、自分たちで守る、自分たちが創る」という自主自立の精神の更なる深化につなげていきます。	地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、市の総合計画に掲げる4つの「わ」を柱とする自治会応援報償事業により自治会活動を支援します。 事業メニューは以下のとおり 「輪」・・・交通安全 「和」・・・防災、防犯、救命救急（AED設置） 「話」・・・自治会館等の開放、世代間交流、バス借上げ、健康 「環」・・・温暖化防止、省エネ、ペットマナーフォローアップ 対策 その他・・・先駆け	H28年度決算（「話」）  誰もが気軽に集う居場所づくり ・自治会館開放 40自治会 2,030千円 ・寺子屋 26自治会 990千円  地域のつながりづくり ・バス借上げ 20自治会 815千円  元気で長生きするための健康づくり 58自治会 2,590千円	H29年度決算（「話」）  交流（生きがいづくり・多世代交流） 【誰もが気軽に集う居場所づくり】 ・自治会館開放・寺子屋・介護予防につながる取組等 60自治会 2,140千円  交流（地域のつながりづくり） 【コミュニケーションの機会の創設】 ・バス借上げ 21自治会 1,025千円  健康（健康づくり・生きがいづくり） 【元気で長生きするための健康づくり】 ・検診受診率向上の取組、健康づくりに資する事業等 58自治会 2,570千円	70自治会全てにおいて取組を促進します。	市の重点施策との整合を図るとともに、自治会にとってより分かりやすい制度とするため、H29年度よりメニューを改正しました。 平成29年現在、全70自治会が何等かのメニューを活用いただいている状況ですが、メニューの統合等により取組数が減少したため、より多くの事業を実施していくだけよう、自治会長等からの相談に丁寧に対応するなど、自治会に寄り添った支援を行います。
危機管理課 健康福祉政策課	避難行動要支援者対策	平常時から避難支援体制づくりなどの事前の準備を進め、災害時には、迅速に避難支援等を行うことにより、避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えます。	避難行動要支援者登録名簿の作成と避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供を行い、地域の特性や実情を踏まえつつ、平常時の見守り、災害時の避難誘導体制づくりを促進します。	「守山市地域防災計画」の下、避難行動要支援者登録制度を平成25年1月から開始し、1,662人の登録があります。 今年度は、登録者を増加させるため、名簿登載に対する不同意の意思を示した方以外を全て登録する「不同意方式」の導入を目指し、「守山市避難行動要支援者名簿に関する条例」制定へ向けて、「避難行動要支援者支援対策会議」、当事者団体へのヒアリング、地域への説明および意見収集を行いました。 避難行動要支援者全員の名簿（全件名簿）に関しては、発災時等に備え、より地域に近い各地区会館、避難支援等に関わる警察および消防へ設置しました。	平成29年10月に「守山市避難行動要支援者名簿に関する条例」を施行しました。 また、平成30年2月には、条例に基づき名簿の作成および、地域への情報提供に関する同意の意思確認を実施しました。 【全員の名簿】6,079名 【同意者の名簿】3,144名 同意の意思確認の結果、上記の掲載者数となり、同意者の大幅に増加しました。 ※【全員の名簿】条例に規定する避難行動要支援者の要件に該当する方全てを掲載（平時は非公開） ※【同意者の名簿】全員の名簿掲載者の内、平常時から地域へ情報提供することに同意した方のみ掲載	避難行動要支援者名簿（全員の名簿）掲載者の内、より多くの方を避難行動要支援者名簿（同意者の名簿）へ掲載します。 地域（自主防災組織）を中心とした避難行動要支援者支援対策を推進します。	地域へ提供する避難行動要支援者名簿（同意者の名簿）掲載者の更なる増加に向け、関係団体、地域、当事者等の理解醸成を進める必要があります。 また、地域の避難行動要支援者支援の取組みが進むよう、先進的な取り組み事例の情報収集および情報発信を行います。 また、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、自衛消防など地域の避難支援等関係者の連携を促進できるよう、研修会が学習会を開催するなど、一同に会する機会を創設する必要があります。

## 2 各地域の特色ある福祉のまちづくり

市社協は地域福祉の核となり、地域のニーズや課題を把握し、対応していく専門機関であり、民間組織としての機動力や柔軟性を持ち合わせ、ボランティア活動や福祉活動を行う人材の育成など、非常に重要な役割を担っています。  
そのような市社協と連携・協働することにより、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援し、地域のニーズに基づいた、各地域の特色ある地域福祉活動を積極的に促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
健康福祉政策課	社会福祉協議会活動推進事業	社会福祉法において、地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置づけられている市社会福祉協議会と連携・協働することで、様々な福祉施策の実施や課題の解決に対し、関係機関と協力して臨むことで、地域福祉活動を推進します。	社会福祉協議会が策定する「守山市地域福祉活動計画」と本計画とが連携して地域福祉を推進していくことにより、地域福祉活動を推進します。	平成28年3月に市では「第三期地域福祉計画」、社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を策定したが、策定にあたっては、本市の福祉の方向性、連携について明記しました。	社会福祉協議会を中心とする、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団など、地域福祉の担い手となる団体の連携を図り、重層的な支援を行うことができないか、各団体との協議を始めました。	市社会福祉協議会と施策の推進や課題について共有することが大切であることから、定期的な協議の場を持ち、地域福祉を進めいく。	地域福祉の推進には、市社会福祉協議会これまで以上に意思疎通が必要であることから、定期的な協議の場を設置し、連携を強化する必要がある。

## 基本方針Ⅱ いきがいを感じるまちづくり

市民一人ひとりに「活動の場（居場所）」と「出番」があり、人を支え、人の役に立つことに歓びやいきがいを実感できるまちづくりを推進します。

成果指標		現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
守山市をふるさと感じている市民の割合		74.4%	80.0%
仕事と家庭・地域生活の調和が図られていると思う市民の割合		41.7%	70.0%

### 1 気軽に社会参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり

市民一人ひとりに活躍できる場があり、そこで活動を通して、人を支え、人の役に立つことが、市民一人ひとりの歓びを生み、いきがいにもつながっていきます。このことを実現するため、市民、既存の地域組織・団体、ボランティア、NPOに加えて身近な民間事業者、退職者など、地域の多様な人を財産二人財として地域福祉に巻き込み、これまで地域福祉にあまり関わりのなかった人たちの参加や活躍を可能にする環境づくりを推進します。また、地域福祉を担う人財に対する研修などの実施により、多様な地域の課題に対応できる市民参加の基盤整備に取り組みます。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
長寿政策課 守山市社会福祉協議会	いきがい活動ポイント事業	ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加および社会貢献による生きがいづくりを支援します。	ボランティア登録をした高齢者が、所定の施設で所定のボランティア活動（2時間程度）を行った際に、商品券等との交換や自治会等への寄付ができるポイントを付与します。	登録者数（のべ）320人 活動人数2,525人 (ポイント交付3936) 受入施設63施設	登録者数（のべ）292人 活動人数2,752人 (ポイント交付)4311 受入施設66施設	高齢者の社会参加、社会貢献を促進することで、いきがいをもった生活を送ることで、健康寿命の延伸を図ります。	登録者の拡大に向けた周知方法の工夫と合わせ、いきがいは一人ひとり多様であることから、登録施設の拡大に向けた取組を行う必要がある。
こども政策課 守山市社会福祉協議会	ファミリー・サポート・センターの運営	保護者の仕事と育児の両立を支援します。	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行うことができる人（まかせて会員）との相互援助活動に関する繋ぎの役割を果たします。	おねがい会員 511名 まかせて会員 192名 両方会員 50名 活動実績 2,290回	おねがい会員 550名 まかせて会員 195名 両方会員 48名 活動実績 1,807回	おねがい会員 562名 まかせて会員 211名 両方会員 55名 活動実績 2,519回	おねがい会員数が増加しており、事業の需要が増加しています。まかせて会員数の増加を目的に定期的な広報活動等を実施する中で事業の周知を徹底するとともに、研修や会員同士の交流の場を設け、まかせて会員の方が活動しやすい環境作りを行います。
市民協働課	守山市市民提案型まちづくり推進事業	住みやすさと活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援します。	応募団体からのまちづくり活動に関する提案を審査し、採択したものに対してその活動に必要となる経費を、三つの区分「きっかけづくり事業」「ステップアップ事業」「自立事業化前提型事業」の設定金額に応じて助成する。	14団体 1,760千円 うち福祉団体6団体 643千円 (高齢者・障害者・子ども、子育て)	11団体 1,701千円 うち福祉団体4団体 551千円 (高齢者・障害者・子ども、ひきこもり)	引き続き助成を行うと共に、自立してまちづくり活動を行う団体を増やしています。	補助金の助成回数の上限に達し、補助金の助成が受けられなくなった場合でも、活動が続けられるよう、資金調達方法の模索など、自立に向けたサポートをしていきます。

### 2 一人ひとりの福祉への理解と関心を深め、みんなで支える福祉の推進

福祉の支援が必要な人やそうでない人が、住み慣れた地域で共に生活し、誰もが安心して暮らせる地域福祉を進めるために、市民一人ひとりが主体的に協力し合い、相互に理解し合うことが必要です。そのため、生涯学習活動として地域福祉活動に関する講座や出前講座を活用した学習を推進します。また、地域においては人権と福祉のまちづくりに関する学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習機会の充実に努めます。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
人権教育課	社会人権教育推進事業	自治会の人権・同和問題学習会をはじめ各種人権研修会などを通して人権と福祉のまちづくりを推進しようとする意識を高めます。	①自治会の人権・同和問題学習会を開催し、住民の意識を高めます。 ②広報紙「ふれあいもりやま」を発刊します。 ③「ふれあいもりやま展」を開催します。	①自治会人権・同和問題学習会 H28 70自治会148回開催 5,536人参加 ②年2回発行 ③ふれあいもりやま展来場者数 H28 752人 応募数12,844点	①自治会人権・同和問題学習会 H29 70自治会148回開催 5,603人参加 ②年1回発行 ③ふれあいもりやま展来場者数 H29 592人 応募数13,111点	①自治会人権・同和問題学習会に参加する若年層を増やします。 H32 70自治会150回開催6,000人参加 ②広報紙「ふれあいもりやま」、「ふれあいもりやま展作品集」を周知します。 ③「ふれあいもりやま展」の来場者、応募数を増やします。 H32 800人 応募数14,000点	①若年層の参加が少ないため、自治会が新しい層や若年層の参加を促すことができるよう援助します。 ②紙面の内容が充実するように工夫します。また、全戸配布後、ホームページに掲載します。※掲載済 ③来場者を増やすために、広報、ホームページ、有線放送等で周知を図ります。 また、「ふれあいもりやま展」作品集を作り、市民啓発に努めます。

### 3 楽しさと感動が共有できる活動への支援

市社協が設置する守山市ボランティアセンターの事業を支援し、ボランティア活動への参加を希望する市民に、各団体の情報提供や相談、養成講座や研修会などを行い、市民一人ひとりのやる気がボランティア活動につながる取組を促進します。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
守山市社会福祉協議会	市民への啓発、ボランティアの育成および支援、斡旋 若者・青少年のボランティア活動への参加・促進 社協 darüberの発行 ボランティアセンターの運営	ボランティア活動を発展させます。	第三次地域福祉活動計画に基づき ①ボランティア活動発展の基盤整備・ボランティアセンターの充実 ②高齢化社会における地域福祉活動の担い手づくり ③ボランティア養成の広報啓発活動の充実 ④若者の力を活かした地域福祉活動の展開	地域活動へ若者の参加を促進する事業を対象に補助金を助成する「若者の出番づくり事業」として、3学区・9自治会に助成を実施しました。（553,207円）	地域活動へ若者の参加を促進する事業を対象に補助金を助成する「若者の出番づくり事業」として、3学区・17自治会に助成を実施しました。（872,500円） 【事例】下之郷自治会若者参加推進プロジェクト、若者が参加する地域福祉と仲間作り（若い手の育成）など	広報活動を継続することで、若者のボランティア活動への参加を促進します。	若者の出番づくり助成事業の実施。もりびーの着ぐるみ作製。クリアファイル・メモ帳作成し住民への当該事業にかかる社会福祉協議会の活動に関して、PR活動を強化し、事業の利用者、利用団体を増加させていきます。

## 基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

成果指標		現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合		34.4%	50.0%
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合		35.9%	50.0%
安心して子どもを生み育てられるまちと思う市民の割合		46.1%	51.0%

### 1 みんなが住みやすいまちづくり

生活相談、子育て相談、健康上の困りごと相談など様々な相談を受け付ける窓口や、地域に出向いて気軽に相談ができる「すこやか訪問事業」を引き続き実施するなど、相談窓口の充実を推進します。また、各種相談を通じて課題の早期発見に努め、相談者に寄り添った適切な支援を行います。

所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
地域包括支援センター	①地域包括ケアシステムの構築にかかる業務 ②「守山顔の見える会」の開催を通じた多職種の連携推進	①高齢者ができるかぎり、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまな職種が連携し、地域包括支援ネットワークを構築します。 そのため、現在、直営1箇所である地域包括支援センターを、「委託型」として3箇所（北部地区・南部地区・中部地区）、「基幹型」として市に1箇所を設置します。 基幹型センターおよび委託型センター間の役割分担・連携を強化することで、より効率的かつ効果的に運営することで、包括的な支援の機能強化を図ります。 ②在宅医療・介護を支えるさまざまな職種の連携強化や、在宅療養を支援するサービスの周知啓発を推進することで、在宅医療・介護の基盤の整備に努めます。	①地域包括ケアシステム推進の要となる地域包括支援センターを、現在の直営1ヶ所から、複数箇所への設置とし、民間事業所に委託することで、高齢者の身近な地域における相談支援体制の充実を図ります。 なお、設置にあたっては、国の基準により、概ね人口2万人から3万人に1箇所を設置することを自安に、市の人口、高齢者数、財源の状況等を勘案し、3箇所設置とし、段階的に設置箇所を増やします。 また、地域包括ケアシステム推進のため、施策の立案や各地域包括支援センターを統括する基幹型の地域包括支援センターを設置し、さらに細やかな支援ができる体制づくりを推進します。 ②在宅医療・介護連携の推進 【市民への啓発】 広報・講演・出前講座等を通じて、在宅医療・介護サービスの普及啓発を推進します。 【関係者のネットワークづくり】 地域の医師や歯科医師、訪問看護師、介護支援専門員など、さまざまな職種による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを推進します。	①平成28年10月に、北公民館において北部地区地域包括支援センターを開所しました。 また、南部地区地域包括支援センターの開所に向けて、設置場所の検討を行いました。 北部開業後は、地域の方から「身近なところにあり、相談しやすい」「地域に密着した対応で、大変良い」「近くにできたので、これからどんどん利用していくみたい」などのお声をいただいていると考えています。 ②在宅医療・介護連携の推進 ・守山市在宅医療・介護連携推進協議会の開催 年3回 ・訪問看護サービス費用助成モデル事業の実施 ・守山顔の見える会の開催 年6回 ・在宅医療・看取りに関する講演会の開催 239人参加（H29.11.4開催） （在宅看取り率H28：11.55%） ・エンディングノートの配布 29年度：年間約1,830冊配布 ・相談対応件数：延べ417件	①委託型センターを3か所設置するまでは、基幹型センターが担当区域を持つ。 基幹型+委託2か所から、基幹型+委託3か所への移行については、委託の効果を検証し、慎重に検討を重ねてまいります。 ②平成26年度、27年度に実施した在宅療養・看取りに関する調査の結果から課題を整理し、課題解決に向けた施策を展開します。	①南部地区的開所に向けて委託事業者への研修および引継ぎを行い、円滑な移行に取組みます。 また、基幹型と圏域、圏域間の連携の在り方について考え、中部市区地域包括支援センターの設置場所について検討を行います。 ②調査結果からの課題についての検討をしており、在宅医療・介護サービス事業者それぞれの共通認識を図ることにより、課題解決に向けてそれぞれの役割を明確にします。	
長寿政策課	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	住み慣れたこの家、このまちで元気に暮らしたいという住民ニーズをかなえるため、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりの促進、また、住民主体の多様な生活支援サービスの充実を図り、要支援状態からの自立の促進や重症化を予防します。	要支援1、2認定者および新規利用希望者へ訪問型・通所型サービス（現行相当・緩和型）の制度周知および制度移行を行います。 生活支援コーディネーターを中心に協議体等を活用し、高齢者が地域の中で出番・役割・生きがいを持てるような場や機会を作り出しています。 また、生活支援サービスの創設、既存活動者の協力を得ながら生活支援サービスの充実を図ります。	訪問型（生活支援サポートモデル事業）および通所型（短期集中型介入モデル事業）モデル事業を実施。訪問型は30人受講、20人の登録があった。通所型は計29人の参加がありました。 モデル事業を経て、訪問型では從来型の訪問型サービス、生活援助サービス、通所型では通所型サービス、リハビリティ、ゆったりティ、短期集中型サービスを実施することとしました。 生活支援体制整備事業については、第1層生活支援コーディネーターを市社協に委託する中で設置、第2層生活支援コーディネーターは平成28年10月から全学区に設置した。第1層協議体（研究会）は年2回実施。 今後、研究会から協議体への移行については平成29年度以降検討します。 第2層協議体は生活支援コーディネーターと同時に全学区に設置し、各学区主体の中取り組みが進んでいます。	・第2層生活支援コーディネーター等との意見交換を図る中、事業実施の方向性を整理しました。 「自分の好き」なことを通じ、 ①「ここもからだも元気」でいること ②住民同士の「ちょっとした困り事」を「支え、助け合う」関係づくり＝「助けて」と言える関係づくり ・第2層協議体では①・②の取組を実施しています。 ラジオ体操といった居場所づくりから、気の合う男性同士のボランティア団体が誕生するなど、地域の特性に合わせた活動が始まっています。	生活支援コーディネーターや協議体での取組みを進め、高齢者がいきいきと暮らす地域づくりを促進することによる介護予防につなげるとともに、地域での支え合いづくりにつなげていきます。 市としては、必要なサービス提供を整備し、地域づくりと連動し、元気な高齢者が支援者として活躍できる、まちづくりを進めます。	住民主体の相互支援や通いの場を増やす、住民が生きがいをもち暮らす状態になることが重要となります。 生活支援コーディネーターを中心に地域特性、ニーズを把握し、地域での取組みや協議体での議論を一層充実させる必要があります。
健康福祉政策課（生活支援相談室）	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談など包括的、継続的な支援を行うことにより、生活保護に陥る前の段階にある人の自立の促進を図っています（第2のセーフティネット）。	①市民相談 ②自立相談支援事業 ③住居確保給付金支給事業 ④就労支援事業 ⑤就労準備事業 ⑥家計相談支援事業 ⑦学習支援事業	①市民相談188件 ②個別支援プラン作成件数44件（自立支援相談者133人） ③住居確保給付金支給件数3件 ④就職者数22名 年金受給開始者数1名 ⑤職業体験回数27回 ⑥家計相談支援件数105件 ⑦学習支援事業参加延べ人数204人	①市民相談168件 ②個別支援プラン作成件数14件（自立支援相談者93人） ③住居確保給付金支給件数4件 ④就職者数4名 ⑤職業体験回数9回 ⑥家計相談支援件数221件 ⑦学習支援事業参加延べ人数215人	自立支援相談を受けられた方、お一人おひとりに寄り添った個別支援プランを作成、実施し、自立に導きます。	地域や専門的機関との支援者ネットワークづくりが充分ではない状況があります。そのため、各支援者と協議の場を持つなど、相互理解を深める機会を設ける必要があります。 また、行政内においても関係各課との連携を強化し、困窮者の情報を共有する機会を設けるなど支援の強化に努める必要があります。

## 基本方針Ⅲ 地域で暮らすまちづくり

市民一人ひとりが人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で自立して暮らすための基盤を整え、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

成果指標		現状値（平成26年度）		目標値（平成32年度）			
障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちと思う市民の割合		34.4%		50.0%			
高齢者が暮らしやすいまちと思う市民の割合		35.9%		50.0%			
安心して子どもを生み育てられるまちと思う市民の割合		46.1%		51.0%			
<b>2 みんなが安心して福祉サービスを利用できる体制の整備</b>							
福祉サービス提供事業者自らが、提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者がサービスを適切に選択するための情報が充分に得られるよう、積極的に第三者評価事業の導入を進めます。また、福祉サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるなど適切な運営指導を推進します。							
所管課	施策の内容に沿った事業の名称	事業の目的	事業の内容	活動方針・指標			
				平成28年度の状況	計画実施にあたっての状況（平成29年度）	目標（平成32年度）	現状の課題と目標達成に向けた取組
健康福祉政策課	社会福祉法人指導監査	所轄している福祉法人に対し、社会福祉事業実施施設への第三者評価制度の導入を勧めます。	所轄している社会福祉法人に対し、現地監査の実施に際して、第三者評価制度の導入を推奨します。	【指導監査実施状況】 平成28年度 5法人／9法人中 【第三者評価制度導入状況】 平成28年度時点 1法人／9法人中	【指導監査実施状況】 平成29年度 4法人／9法人中 2～3年のローテーションを組み、適正に指導監査を実施しています。  【第三者評価制度導入状況】 平成29年度時点 2法人／9法人中	所轄法人における第三者評価制度の100%実施を目指します。	引き続き、100%を目指し、指導監査時に、第三者評価制度導入の必要性を説明し、理解を得る中で導入を勧めます。
介護保険課	各高齢施設への導入の促進	福祉サービス事業者の組織運営とサービスの提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上と改善を図るために、第三者評価等を進め、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるることを目的とします。	滋賀県健康福祉サービス第三者評価システムを積極的に活用して第三者評価事業の導入を進めます。 サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、事業所や施設などと連携を図りながら適切な運営指導を行います。	平成28年度 介護保険サービス自己評価43件	平成29年度 介護保険サービス自己評価35件	第三者評価等の実施を進めることにより、サービスの質の向上と改善を図り、サービス利用者が安心して、利用できることを目指します。	事業所により毎年自己評価および2年に一回外部評価が行われており、評価内容をもとに適切な運営指導を推進し安心して福祉サービスを利用できるようにします。
障害福祉課	各障害施設への導入の促進	福祉サービス事業者の組織運営とサービスの提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上と改善を図るために、第三者評価等を進め、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるることを目指します。	滋賀県健康福祉サービス第三者評価システムを積極的に活用して第三者評価事業の導入を進めます。 サービス提供事業者に対し、必要に応じてサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、事業所や施設などと連携を図りながら適切な運営指導を行います。	事業所に対し、サービス内容の情報提供を適宜行った。	事業所に対し、サービス内容の情報提供を適宜行いました。	引き続き、情報提供等を行っていく。	各施設に対して第三者評価実施の導入を促進します。
保育幼稚園課	各児童福祉施設への導入の促進	利用者がサービスを適切に選択するための情報提供を行うとともに、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備します。	滋賀県に登録されている第三者評価機関による健康福祉サービス評価調査を実施します。	1施設で実施しました。	1施設／14施設中で実施しました。  今年度の評価結果に「保護者アンケートの回収率が低いため、改善が必要である」との指摘があったため、次年度に向けて締切日などの工夫を行っていくよう指示しています。	2施設以上の実施を目指します。	保育所等の児童福祉施設は、毎年、滋賀県から運営・管理に関する監査を受けることから、第三者評価の実施が進まない状況にあります。各施設に対しては、必要性を含め、情報提供する中で理解を得て、実施要請を行っていきます。